

# 姫路海上保安部長公示第01-1号

港則法第39条第1項及び第43条の規定により、相生港において次のとおり船舶の航泊を禁止したので、第39条第2項の規定により公示する。

令和元年5月10日

姫路海上保安部長



## 相生港相生市旭1丁目地先会場における航泊の禁止について

相生港、相生市旭1丁目地先海上において 2019 相生ペーロン祭前夜祭海上花火大会が実施されるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、本花火大会に従事する船舶及び官公庁所属の船舶を除く。

記

### 1 期間

令和元年5月25日(土)1930から2050まで(煙火消費終了時)

なお、荒天などにより実施できない場合は、翌26日(日)の同時間帯とする。

### 2 区域

次のイ点とロ点を結んだ線、ハ点とニ点を結んだ線及び陸岸に囲まれた海域  
基点 相生港内、工和橋北側東基部

イ点 基点から94度 560メートルの地点

ロ点 イ点から 141 度 480 メートルの地点

ハ点 ロ点から 205 度 200 メートルの地点

ニ点 ハ点から290度 120メートルの地点

ホ点 ニ点から 320度 520メートルの地点

### 3 標識

航泊禁止区域を明示するため、別図のとおりイ点とロ点を結ぶ線上に標識灯(灯色黄色、毎4秒1せん光、光達距離2.7km)6基、ハ点とニ点を結ぶ線上に船舶進入防止用浮体を展張し、標識灯(灯色黄色、毎4秒1せん光、光達距離2.7km)5基が設置される。

### 4 備考

(1) 周辺海域には、警戒船5隻が配備されている。

(2) 1500頃がら水路中央部付近に、花火打揚げ台船3隻が係止されている。

(3) 花火大会終了時をもって、船舶進入防止用工作物及び標識灯は撤去される。